



2023年9月11日

各 位

会社名 株式会社 モダリス  
代表者 代表取締役 CEO 森田 晴彦  
(コード: 4883、東証グロース)  
問合せ先 執行役員 CFO 小林 直樹  
(TEL. 03-6822-4584)

**第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却並びに  
第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び  
第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ**

当社は、2023年9月11日開催の取締役会決議において、当社が2022年11月18日開催の取締役会決議に基づき発行した第9回新株予約権につきまして、残存する新株予約権の全てを2023年9月27日に取得し、取得後直ちに消却すること、並びに、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）であるCS Asia Opportunities Master Fund（以下「CSAOMF」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その新株予約権部分を「本転換社債新株予約権」、その社債部分を「本社債」といいます。）及び第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行による資金調達（以下「本資金調達」といいます。）を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 本新株予約権付社債発行の概要

① 払 込 期 日	2023年9月27日
② 新株予約権の総数	40個
③ 社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金500,000,000円（各社債の金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
④ 当該発行による潜在株式数	3,333,333株 上記潜在株式数は、当初転換価額である150円で転換された場合における最大交付株式数です。 本新株予約権付社債の上限転換価額はありませぬ。 下限転換価額は75円であり、下限転換価額における潜在株式数は6,666,666株です。
⑤ 調達資金の額	総額500,000,000円
⑥ 転換価額及びその修正条項	当初転換価額は150円とします。

	<p>2023年9月28日以降、本転換社債新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「CB修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「CB修正日価額」といいます。）が、当該CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該CB修正日に、当該CB修正日価額に修正されます（修正後の転換価額を以下「修正後転換価額」といいます。）。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額である75円を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とします。</p>
⑦ 募集又は割当て方法 （割当予定先）	<p>第三者割当の方法によります。 CSAOMF 500,000,000円（40個）</p>
⑧ 利率及び償還期日	<p>利率：本社債には利息を付しません。 償還期日：2025年9月27日</p>
⑨ 償 還 価 額	<p>額面100円につき金100円</p>
⑩ 譲 渡 制 限 及 び 転換数量制限の内容	<p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る買取契約（以下「本件買取契約」といいます。）において、本新株予約権付社債につき、以下の転換数量制限が定められる予定です。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換をしようとする日を含む暦月において当該転換により取得することとなる株式数が2023年9月27日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換（以下「CB制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、CB制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権付社債の転換にあたっては、あらかじめ、当該転換がCB制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間でCB制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
⑪ そ の 他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに引受けの停止条件とする、割当予定先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書</p>

面による承認を要すること等を規定する、本件買取契約を締結する予定です。

本件買取契約において、以下の内容が定められる予定です。

※譲渡制限

割当予定先による本新株予約権付社債の譲渡には当社の事前の書面による承認が必要です。なお、承認にあたっては、譲受人との間でも同様の譲渡制限が課されることを合意する予定です。

※行使優先条項

割当予定先は、本新株予約権を保有している間、本新株予約権付社債を転換できません。

※株式等の引受権

当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込期日以降、割当予定先が本新株予約権付社債又は本新株予約権を保有しないこととなるまでの間、第三者に対して株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」といいます。）の発行又は処分（以下「発行等」といいます。）をしようとする場合（当社の取締役会の決議に基づき当社又はその子会社の役職員を割当先とするストックオプションとしての本新株予約権を発行する場合、事後交付型株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社の普通株式を新たに発行し若しくは当社の保有する当社の普通株式を処分する場合又は新株予約権の行使若しくは新株予約権付社債の転換により当社の普通株式を新たに発行し若しくは当社の保有する当社の普通株式を処分する場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行等を合意する前に（但し、当該株式等の発行日の5日以上前であることを要します。）、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件（当該株式等の発行等の公表予定日を含みます。）を通知（以下かかる通知を「発行等通知」といいます。）した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとします。なお、割当予定先は発行等通知を受領後3営業日以内に当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向の有無を当社宛に回答するものとします。割当予定先が発行等通知を受領後3営業日以内に当社宛に当該回答を行わない場合、割当予定先はかかる引受けを希望しない意向を有するものとみなされます。割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、発行予定の当該株式等のうち割当予定先が引受けを希望した数量については、当該第三者の代わりに、割当予定先に対して当該条件にて発行等するものとします。

※コール・オプション

当社は、2023年12月27日以降、その選択により、割当予定先に対して、取得すべき日（以下本「コール・オプション」において「取得日」といいます。）の5営業日前までに通知を行った上で、取得日に、取得日におい

て残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を、本社債金額 100 円につき金 105 円（但し、当社及び割当予定先が、取得日の前日までに、本「コール・オプション」に基づく残存する本新株予約権付社債及び本新株予約権の買取りと並行して実施される、当該本新株予約権付社債及び本新株予約権を代替する資金調達について合意した場合は、本社債金額 100 円につき金 100 円）で買い取ることができます。

#### ※割当予定先の取得請求権

当社が発行する株式について、①金融商品取引法に基づく公開買付けが公開買付者により開始された場合、②上場廃止事由等（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、③組織再編行為（以下に定義します。）が当社の取締役会で承認された場合、④支配権変動事由（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、⑤スクイーズアウト事由（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は⑥東証による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権付社債の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、直ちに、本社債金額 100 円につき金 105 円にて、当該取得請求に係る本新株予約権付社債を取得するものとします。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東証有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいいます。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権付社債及び本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50% 超となった場合をいいます。

「スクイーズアウト事由」とは、①当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、②当社の特別支配株主（会

	社法第 179 条第 1 項に定義されます。) による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は③当社の普通株式の上場廃止を伴う合併を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいいます。
--	---

(2) 本新株予約権の募集の概要

① 割 当 日	2023 年 9 月 27 日
② 発行新株予約権数	78,248 個
③ 発行 価 額	総額 18,779,520 円 (新株予約権 1 個につき 240 円)
④ 当該発行による潜在株式数	7,824,800 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株) 本新株予約権の上限行使価額はありませ 下行使価額は 75 円であり、下行使価額においても潜在株式数は変動 しません。
⑤ 調達資金の額	総額 1,192,499,520 円 (注)
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は 150 円とします。 2023 年 9 月 28 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日 (以下「新株予約権修正日」といいます。) の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値 (当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値) の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「新株予約権修正日価額」といいます。) が、当該新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該新株予約権修正日に、当該新株予約権修正日価額に修正されます (修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。)。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下行使価額である 75 円を下回る場合には、修正後行使価額は下行使価額とします。
⑦ 行使請求期間	2023 年 9 月 28 日～2025 年 9 月 27 日
⑧ 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 CSAOMF 78,248 個
⑨ 譲渡制限及び行使数量制限の内容	当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本件買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。  当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が 2023 年 9 月 27 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使 (以下「新株予約権制限超過行使」といいます。) を割当予定先に行わせません。  割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、新株予約権制限超過行使を行うことができません。

	<p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
<p>⑩ そ の 他</p>	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに引受けの停止条件とする、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、本件買取契約を締結する予定です。本件買取契約において、以下の内容が定められる予定です。</p> <p>※譲渡制限 割当予定先による本新株予約権の譲渡には当社の事前の書面による承認が必要です。なお、承認にあたっては、譲受人の間でも同様の譲渡制限が課されることを合意する予定です。</p> <p>※株式等の引受権 当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込期日以降、割当予定先が本新株予約権付社債又は本新株予約権を保有しないこととなるまでの間、第三者に対して株式等の発行等をしようとする場合（当社の取締役会の決議に基づき当社又はその子会社の役職員を割当先とするストックオプションとしての新株予約権を発行する場合、事後交付型株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社の普通株式を新たに発行し若しくは当社の保有する当社の普通株式を処分する場合又は新株予約権の行使若しくは新株予約権付社債の転換により当社の普通株式を新たに発行し若しくは当社の保有する当社の普通株式を処分する場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行等を合意する前に（但し、当該株式等の発行日の5日以上前であることを要します。）、割当予定先に対して、発行等通知をした上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとします。なお、割当予定先は発行等通知を受領後3営業日以内に当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向の有無を当社宛に回答するものとします。割当予定先が発行等通知を受領後3営業日以内に当社宛に当該回答を行わない場合、割当予定先はかかる引受けを希望しない意向を有するものとみなされます。割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、発行予定の当該株式等のうち割当予定先が引き受けを希望した数量については、当該第三者の代わりに、割当予定先に対して当該条件にて発行等するものとします。</p>

	<p>※コール・オプション</p> <p>当社は、本新株予約権の払込期日以降、その選択により、割当予定先に対して、取得すべき日（以下本「コール・オプション」において「取得日」といいます。）の5営業日前までに通知を行った上で、取得日に、取得日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を、本新株予約権1個あたりその払込金額の105%（但し、当社及び割当予定先が、取得日の前日までに、本「コール・オプション」に基づく残存する本新株予約権付社債及び本新株予約権の買取りと並行して実施される、当該本新株予約権付社債及び本新株予約権を代替する資金調達について合意した場合は、本新株予約権1個あたりその払込金額と同額）で買い取ることができます。</p> <p>※割当予定先の取得請求権</p> <p>当社が発行する株式について、①金融商品取引法に基づく公開買付けが公開買付者により開始された場合、②上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、③組織再編行為が当社の取締役会で承認された場合、④支配権変動事由が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、⑤スクイーズアウト事由が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は⑥東証による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、直ちに、本新株予約権1個あたりその払込金額の105%にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとします。</p> <p>※本新株予約権の買戻し</p> <p>当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個あたりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当予定先から買い取るものとします。</p>
--	--

（注）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### <買入消却を行う理由>

当社は、2022年11月18日付「第三者割当による行使価額修正条項付第9回新株予約権（行使指定・停止指定条項付）の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当により、2022年12月6日に第9回新株予約権を発行しました。

第9回新株予約権は、行使価額修正条項が付されており、当社としては発行後に順調に行使が進むことを期待しておりましたが、2023年6月以降、当社株価が大きく下落したことから、足元では行使が進んでいない状況が続いております。また、現状、当社の株価水準が下限行使価額を大きく下回る水準で推移していることも踏まえると、今後も行使が進まない可能性があります。このまま行使が進まない状況が継続した場合には、以下、「<資金調達を行う理由>」に記載するINDに向けて必要となる研究開発（GLP基準で必要となる各種試験やGMP

基準での治験薬製造等を含む)の実施が遅延し、2024年内のIND達成の確実性に影響が出る可能性があります。また、割当予定先から、本資金調達の割当てを受けるにあたり、本資金調達の払込期日までに第9回新株予約権の買入消却を完了するよう要望がありました。そのため、この度、当社は第9回新株予約権について、残存する新株予約権の全てを2023年9月27日に取得し、取得後直ちに消却するとともに、新たにCSAOMFを割当予定先とする本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を行うことといたしました。本新株予約権付社債及び本新株予約権については、現在の株価水準を踏まえて転換価額及び行使価額の設定を行うとともに、今後の株価水準の変動に合わせて転換価額又は行使価額が修正されるよう、日次で転換価額又は行使価額の修正が生じる転換価額修正条項及び行使価額修正条項を設け、転換又は行使が進みやすい設計としております。

#### 買入消却の内容

① 銘柄	株式会社モダリス第9回新株予約権
② 買入日	2023年9月27日
③ 買入金額・個数	34,700個 1個につき金180円(総額6,246,000円)
④ 買入資金	本資金調達による調達資金
⑤ 消却日	2023年9月27日
⑥ 消却後の残存新株予約権数	0個

#### <資金調達を行う理由>

当社グループは、最新のゲノム編集技術で2020年にノーベル化学賞を受賞したCRISPR/Cas9(注1)をベースにしなが、遺伝子を切らずにモジュレート(制御)するメカニズムに加えて酵素の小型化によるウィルスベクターへの搭載を実現するという高度に差別化された独自の遺伝子制御技術、CRISPR-GNDM®(注2)プラットフォームを使った世界初の遺伝子治療薬を開発することを目的として、2016年1月に設立されました。社名のモダリスは、モダリティ(創薬技術)に由来しており、当社のCRISPR-GNDM®による創薬が動物モデルなどでも既に有効性が検証され、新しいモダリティ(創薬技術)を創造する企業としての確信を高めつつある中で、今後新しいモダリティを世界に先駆けてリードしていきたいという思いが込められております。CRISPR-GNDM®という創薬技術を使うことで、その多くが希少疾患に属し、これまで治療薬が存在しなかった遺伝性疾患に対して新規治療薬を開発することで、Every life deserves attention(すべての命に、光を)という経営理念を実現することが当社の使命です。

これまでの研究開発の経緯といたしましては、プラットフォーム技術の構築の後に2017年4月にアステラス製薬株式会社との間でCRISPR-GNDM®を用いたターゲット(デュシェンヌ型筋ジストロフィー(DMD)及び筋強直性ジストロフィー1型(DM1))に対する創薬を目的とした共同研究契約を締結し、それが2019年3月には遺伝子治療薬開発のライセンス契約締結に発展し(MDL-201)、また2019年9月には遺伝子治療薬開発の2例目となるライセンス契約締結に発展しております(MDL-202)。また、2019年11月にはエーザイ株式会社との間でもCRISPR-GNDM®を用いた共同研究契約を締結しております(MDL-205)。これらはCRISPR-GNDM®の有用性が製薬企業からも評価されたためであると当社では考えております。現在は、両社との共同研究契約及びライセンス契約は終了していますが、これは、その後に当社がアステラス製薬株式会社からライセンス権を再取得したこと及びエーザイ株式会社がライセンス権の行使を行わない判断をしたことに起因するもので、CRISPR-GNDM®自体の安全性や有効性に起因するものではないことから、当社では今後のCRISPR-GNDM®による遺伝子治療薬の開発及びライセンスの可能性に大きな影響を与えるものではないと考えています。また、2020年4月にはEditas Medicine, Inc.との間でCRISPR/Cas9特許の許諾を受けるライセンス契約を締結し、開発後の上市に向けた道筋について知財パッケージの構築も先んじて行いました。研究開発体制については、2020年8月の株式上場で得



た資金を基に、2021年10月には当社グループが米国で保有する研究施設を米国マサチューセッツ州ケンブリッジ市から同州ウォルサム市に移転しました。新しい拠点は1,200m<sup>2</sup>を越える規模でこれまでの3倍の拡張移転となり、研究探索の機能に加えてプロセス開発など臨床に向けた開発の機能を確保できる体制が整いました。さらに、研究部門人員を増強して、自社パイプラインの研究開発を推進した結果、最も開発の進んでいるパイプライン（MDL-101）では、サル試験の実施及び治験薬製造に向けた準備体制を構築いたしました。その上で、2022年7月には米国FDA（注3）との間でINTERACT Meeting（注4）を行い、MDL-101及びCRISPR-GNDM®技術について規制当局であるFDAと対話する最初の機会を得ることができました。そのMeetingを通じて当社は当初より考えていた臨床試験デザインとFDAの見解は概ね一致していることを確認し、当社の試験計画・戦略に大幅な変更を加える必要が無いと考えるに至りました。これにより、MDL-101はPre-IND（注5）に向けて本格的な準備を開始できる環境が整いました。しかしながら、2022年9月15日付「MDL-101の改良型への移行に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、CRISPR-GNDM®分子を細胞に届ける送達ツールであるアデノ随伴ウイルス（AAV）ベクターをこのタイミングで改良型に移行する必要性が生じたため、それに伴ってMDL-101の臨床試験入りの見通しが、約1年延期する見通しとなり、Pre-INDは2023年央の予定に、IND（注6）は2024年の予定に、それぞれ計画が変更されました。かかる変更の背景としては、MDL-101のような筋肉疾患を対象としてAAVを用いた全身投与による遺伝子治療薬は、近年の各社による臨床試験において有望な結果を見せている一方で、AAVの大量かつ全身投与に伴う安全性上の懸念が業界、アカデミア、当局において高まっておりますが、技術革新により改良型のAAVが非常に優れたターゲット組織特異性と送達効率を見せていることから、改良型AAVへの切り替えが有効性、安全性、コスト、倫理を含まれずの観点からも今後の創薬業界に対する強い要請になると考えられています。かかる状況を踏まえた上で、遺伝子治療分野における近年の技術革新のスピードは速く、こうした動きに速やかに適応していくことが当社パイプラインにとっても必須であることから改良型のAAVを採用してMDL-101の改良を行う決定をした次第です。これにより、開発のスケジュールは約1年後ろ倒しになることとなりますが、改良型AAVの優位性を考えればトータルではより大きな価値をもたらすと当社としては考えており、2022年11月18日付で決議した行使価額修正条項付第9回新株予約権の発行により、その資金使途の1つとしてAAVの改良に必要な評価・検証試験、ライセンス料、製造関連費用等に充当する500百万円の資金調達を完了し当該費用等に充当いたしました。その結果、改良型AAVを使ったPre-INDのファイリングを実施することができ、2023年6月26日付「MDL-101のPre-INDに関するFDAのポジティブな返答受領に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、2023年央の予定であったPre-INDは2023年6月23日に完了いたしました。MDL-101については、今後は、2024年内のINDを目指してGLP（注7）基準で必要となる各種試験やGMP（注8）基準での治験薬製造といったINDに必要な開発推進を行う計画です。

また、ライセンス交渉等の状況は、複数の製薬企業との交渉を継続しておりますが、交渉の成否は交渉先の状況に依存するため、当社が成約の時期や規模をコントロールすることができず、将来予測には不確実性が伴います。したがって、当社グループはその不確実なライセンス交渉の状況に過度に依存することなく、自社単独で進めることができる研究開発を同時並行で進めておりますが、この点に関しては、このような研究開発の加速により当社グループの事業価値を高めることが、ライセンス交渉を優位に進めることに繋がる可能性があるという考えの下で、当社が独自に進められる研究開発に対して経営資源を傾注する戦略を採用しております。

当社グループは、以上のような形で研究開発を進めてまいりましたが、2023年7月末現在において行使価額修正条項付第9回新株予約権行使による資金調達額は657百万円に留まっており、当初予定した資金調達総額2,291百万円に対して、1,634百万円が未調達の状況となっており、現時点では、想定していた研究開発資金が十分に調達できていない状況となっております。加えて、当社の株価が行使価額修正条項付第9回新株予約権の下限行使価額である277円を下回る状態が2023年7月以降継続しており、かかる足元の状況に鑑みると行使価額修正条項付第9回新株予約権行使による資金調達が今後も進まない可能性があります。また、2023年8月7日付「MDL-201及びMDL-202にかかる権利の再取得のお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、アステラス製薬株式会社との間で、2019年に締結したライセンス契約に基づき供与していたMDL-201及びMDL-202の開発、製造・

販売権を再取得いたしました。筋疾患に対するプログラムである MDL-101 の自社開発で培った知見を元に、同じ筋疾患である MDL-201 及び MDL-202 に改良を施す事で、プロダクトの薬効と安全性をより高め、開発を加速させることができると判断したことが当該再取得の理由です。このような状況を踏まえて、2023 年 8 月 7 日付「パイプラインの再編」で開示いたしましたとおり、MDL-101 の研究成果から、筋肉選択的なキャプシドを用いた筋疾患へのアプローチの成功確率がより高まったと考え、筋疾患プログラムの優先順位を引き上げてリソースを集中投下する方針といたしました。これにより、当社の再編後のパイプラインを牽引する MDL-101 の IND を優先すべき状況が一層明確化し、IND に向けた GLP 基準で必要となる各種試験や GMP 基準での治験薬製造等を速やかに行い、2024 年内には確実に IND を達成するために、現在未達の状態となっている資金調達を実行する必要があることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

上述のような背景を踏まえると、今回資金調達を行う主な目的として、上記第 9 回新株予約権の買入資金の調達に加えて、以下の 2 点が挙げられます。

① 自社パイプライン（主に筋疾患領域を対象とした）の研究開発の推進

当社グループは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達した資金を、これまでの筋疾患領域に加えて、再取得した筋疾患領域を含めた自社パイプラインに関して必要となる研究開発資金に充当する予定です。具体的には、MDL-101 の IND に必要な資金を最優先し、MDL-202 を中心としたその他の筋疾患領域への研究開発資金の優先度を高める計画です。この点、MDL-101 及びその他のパイプラインは、複数の製薬・バイオテック企業とライセンス交渉等のパートナーリングに向けたディスカッションを継続中であり、当該研究開発資金がこれらの交渉の成就によって全部あるいは一部賄われることも想定されます。しかしながら、上述のとおり、当社グループは、不確実性を伴うライセンス交渉等の状況に過度に依存することなく、自社単独で進めることができる研究開発を同時並行で進めておりますが、この点に関しては、このような研究開発の加速により当社グループの事業価値を高めることが、ライセンス交渉等を優位に進めることに繋がる可能性があるという考えの下で、当社が独自に進められる研究開発に対して経営資源を傾注する戦略を採用していることから、自社パイプラインの研究開発を推進するために必要な資金を確保したいと考えております。なお、上述の通り当該研究開発資金がパートナーリングの交渉の成就によって全部あるいは一部賄われた場合でも、MDL-101 のその他の研究開発資金への充当を最優先し、次に MDL-202 のその他の研究開発資金に充当する予定です。

② 研究開発を推進する研究員の適切な確保

上記①に係る人的リソース確保のための人件費が必要になる点に加えて、開発のステージが上がることで、研究はもとより開発及び薬事等といった IND に向けた新たな人材の採用が必要になることが想定されることから、当社グループは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達した資金を、これらの人件費及び採用に係る費用に充当いたします。なお、研究開発部門の人件費には、既存及び新規採用予定の従業員への給与及び外部アドバイザーへのアドバイザーフィー等が含まれます。

今回資金調達を行う主な目的は上記のとおりですが、これらに加えて、当社グループは 2023 年 8 月 31 日現在で 2,147 百万円の現金及び預金を保有しているものの、2023 年 12 月期第 2 四半期累計期間の営業損失は 1,044 百万円となっており、MDL-101 の IND に向けた GLP 基準で必要となる各種試験等や GMP 基準での治験薬製造等を開始する現段階において資金調達を行い財務基盤を強化することで、今後の当社グループの安定的な事業運営を図ることも可能になると考えております。

以上のとおり、当社グループの今後の事業展開と中期的な視野に立った成長投資資金を調達するための資金調達方法について、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載した内容に基づき検討を行った結果、財務基盤の強化に資するエクイティ性のファイナンスによる資金調達が適切であると判断し、本資金調達を実施することにしました。

上述のとおり、当社グループは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達した資金を、①今後新規に開始されるプロジェクトを含めた自社パイプラインの研究開発の推進及び、②研究開発を推進する研究員

の適切な確保のための費用に充当する予定です。当社グループは、本資金調達により資本増強を図るとともに、本調達資金を上記の成長投資のための資金に充当することで、ここまで進めてきた研究開発の歩みを止めることなく、当社独自の CRISPR-GNDM®技術を使った MDL-101 の IND を実現させるという重要なイベントを達成することで、新薬の販売承認に向けた研究開発のステージを上げることができると考えております。IND を得て臨床試験が開始されることで、当社の事業の価値がさらに大きく向上すると同時に、これまで治療薬のなかった希少疾患・遺伝子疾患の患者様に対して、世界初の CRISPR-GNDM®技術を使った新薬をお届けすることの実現性が大きく前進し、Every life deserves attention（すべての命に、光を）という当社の経営理念が実行できるものと強く考えております。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期については、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しています。

- （注1）CRISPR/Cas9 とは、ZFN、TALEN に続く第三世代かつ最新のゲノム編集技術で、これにより DNA をゲノム上の特定の場所で切断することが可能になり、遺伝子疾患などをターゲットとした医薬品のみならず、品種改良など幅広い領域で利用可能となりました。
- （注2）CRISPR-GNDM®とは、Guide Nucleotide-Directed Modulation の略称であり、CRISPR/Cas9 のコア分子である Cas9 という CRISPR 酵素を基に遺伝子を選択的に制御することを可能にした、当社グループが開発した独自の創薬プラットフォームシステムです。
- （注3）FDA とは、アメリカ食品医薬品局（Food and Drug Administration）の略称であり、食品や医薬品等を取り締まる米国の政府機関です。
- （注4）INTERACT Meeting とは、INitial Targeted Engagement for Regulatory Advice on CBER products の略称であり、FDA から開発の初期段階で革新的な治験薬の予備的な非公式協議を受けることができます。
- （注5）Pre-IND とは、IND を FDA に申請することです。
- （注6）IND とは、Investigational New Drug Application の略称であり、米国における新薬候補臨床試験の開始届で承認を得ることです。この承認がなければ臨床試験は実施できず、医薬品開発の非常に重要なステップになります。
- （注7）GLP とは、Good Laboratory Practice の略称であり、医薬品の非臨床試験の安全性に関する信頼性を担保するための基準です。
- （注8）GMP とは、Good Manufacturing Practice の略称であり、施設場所の設備・機器、組織・職員、検査・手順・結果等が、安全かつ適切であることを保証する医薬品の製造品質管理基準です。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### （1）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権付社債及び本新株予約権を割り当て、割当予定先による行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権付社債の転換価額は 150 円、本新株予約権の行使価額は 150 円に当初設定されておりますが、本新株予約権付社債については転換価額は当初転換価額の 50% を下限として、CB 修正日に修正される可能性があり、本新株予約権については行使価額は当初行使価額の 50% を下限として、新株予約権修正日に修正される可能性があります。本新株予約権付社債については、2023 年 9 月 28 日以降、CB 修正日価額が、当該 CB 修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該 CB 修正日に、当該 CB 修正日価額に修正されます（修正後転換価額）。本新株予約権については、2023 年 9 月 28 日以降、新株予約権修正日価額が、当該新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該新株予約権修正日に、当該新株予約権修正日価額に修正されます（修正後行使価額）。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいいます。但し、いずれの場合に

においても、修正後転換価額又は修正後行使価額がそれぞれ下限転換価額又は下限行使価額を下回ることはありません。

## (2) 資金調達方法の選択理由

当社は、様々な資金調達方法を検討しておりましたところ、割当予定先から本資金調達の提案を受けました。

当社は、本新株予約権付社債の発行により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、また、残りの必要金額については本新株予約権の行使により株価に配慮した形での調達が可能となるため、今般の資金調達を選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

### (本資金調達の特徴)

#### [メリット]

#### (本新株予約権付社債)

- ① 本新株予約権付社債の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となる一方、転換価額の修正条項が付されていることにより、ある程度早期における転換の進行も期待できる設計となっております。
- ② 本新株予約権付社債はゼロ金利であるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

#### (本新株予約権)

- ① 本新株予約権の目的である当社普通株式数は7,824,800株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。他方で、全額を新株予約権による調達とした場合、行使がなされなければ調達ができないため、資金需要とのバランスを考慮して、一部を本新株予約権付社債による調達としております。
- ② 本新株予約権の行使価額は、発行決議日である2023年9月11日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額である150円に当初設定しており、発行後行使請求ごとに行使価額が修正されるため、割当予定先による早期の行使による当社の資金調達のスピード感や蓋然性を重視した設計となっております。
- ③ 本新株予約権の修正後行使価額の上限は設定していないため、株価上昇時には資金調達金額の最大化が可能となります。
- ④ 本新株予約権による調達金額は資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇し、社債や借入金等による資金調達余力が向上します。

#### [デメリット]

本新株予約権付社債及び本新株予約権については、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

#### (本新株予約権付社債)

- (ア) 本新株予約権付社債の転換価額は、当初転換価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、転換の対象となる株式数が増加します。
- (イ) 本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。
- (ウ) 本新株予約権付社債については、満期までに転換がなされなかった場合に償還を行う必要があり、その場合当該償還に係る資金が必要となります。

(エ) 第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(本新株予約権)

- (ア) 新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- (イ) 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- (ウ) 株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が進まない可能性があります。
- (エ) 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- (オ) 本新株予約権の行使価額は、新株予約権修正日が到来する都度、当初行使価額より低い水準に修正される可能性があります。その場合、資金調達の金額が当初の予定を下回ることであります。
- (カ) 第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。
- ③ 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。
- ⑤ 社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、本新株予約権付社債のような資本への転換の機会がなく、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。なお、2023年9月11日現在、当社は借入れを行っておりません。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,692,499,520	27,500,000	1,664,999,520

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われなない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、主に本資金調達に係るエージェント費用、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。エージェント費用については、割当先候補の選定及び紹介・投資条件等への助言・各種必要書類の作成支援等のエージェント業務に対する報酬として、キャンターフィッツジェラルド証券に支払われる予定です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途

##### 【本資金調達により調達する資金の使途】

上記差引手取概算額 1,664,999,520 円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 第9回新株予約権の買入資金	6	2023年9月
② 自社パイプライン（主に筋疾患領域を対象とした）の研究開発費（人件費を除く）	1,258	2023年10月～2025年9月
③ 研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費	400	2023年10月～2025年9月
合計	1,664	

- (注) 1. 先ずは本新株予約権付社債により調達した資金を①及び②に充当する予定です。また、本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、上記②を優先して行う予定です。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、超過分は上記①に充当する予定です。

2. 当社は、本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

上記各資金使途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

#### ① 第9回新株予約権の買入資金

当社は、上述のとおり、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当により、2022年12月6日に第9回新株予約権を発行しました。

第9回新株予約権は、行使価額修正条項が付されており、当社としては発行後に順調に行使が進むことを期待しておりましたが、2023年6月以降、当社株価が大きく下落したことから、足元では行使が進んでいない状況が続いております。また、現状、当社の株価水準が下限行使価額を大きく下回る水準で推移していることも踏まえると、今後も行使が進まない可能性があります。このまま行使が進まない状況が継続した場合には、INDに向けて必要となる研究開発（GLP基準で必要となる各種試験やGMP基準での治験薬製造等を含む）の実施が遅延し、2024年内のIND達成の確実性に影響が出る可能性があります。また、割当予定先から、本資金調達の割当てを受けるにあたり、本資金調達の払込期日までに第9回新株予約権の買入消却を完了するよう要望がありました。そのため、この度、当社は第9回新株予約権について、残存する新株予約権の全てを2023年9月27日に取得し、取得後直ちに消却するとともに、新たにCSAOMFを割当予定先とする本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を行うことといたしました。

当社は、2023年9月11日開催の取締役会決議において、当社が2022年11月18日開催の取締役会決議に基づき発行した第9回新株予約権につきまして、残存する新株予約権の全てを2023年9月27日に取得し、取得後直ちに消却することを決議しており、第9回新株予約権の買入資金として6百万円を2023年9月に充当する予定です。

#### ② 自社パイプライン（主に筋疾患領域を対象とした）の研究開発費

当社グループは、2020年8月の株式上場による新株式発行で調達した資金の一部を自社パイプラインの研究開発費に充当すると共に、行使価額修正条項付第9回新株予約権行使により調達した資金の一部も自社パイプラインの研究開発費に充当し、結果的に、MDL-101のPre-INDを達成いたしました。今後は、MDL-101のINDに必要な資金として最優先に充当しながら、MDL-202を中心としたその他の筋疾患領域への研究開発の優先度を高める計画です。このための費用として合計1,258百万円を充当する予定ですが、その内訳としてはMDL-101のINDに必要な費用として1,100百万円、MDL-202の研究開発資金として158百万円の資金を充当する予定です。当社グループは、不確実性を伴うライセンス交渉の状況に過度に依存することなく、自社単独で進めることができる研究開発を同時並行で進めておりますが、この点に関しては、このような研究開発の加速により当社グループの事業価値を高めることがライセンス交渉を優位に進めることに繋がる可能性があるという考えの下で、当社が独自に進められる研究開発に対して経営資源を傾注する戦略を採用しておりますので自社パイプラインの研究開発を推進するために必要な資金を確保したいと考えております。

支出予定期間は、2023年10月から2025年9月までを予定しています。なお、資金使途について筋疾患領域を対象とした自社パイプラインに優先することにより、第9回新株予約権の資金使途に比して、その充当期が前倒しになっております。

③ 研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費

上記②の研究開発を確実に推進するためには適切な人的リソースの確保が前提となりますので、研究開発を推進するための研究開発部門の人件費（既存及び新規採用予定の従業員への給与及び外部アドバイザーへのアドバイザーフィー等を含みます。）が必要になる点に加えて、開発のステージが上がることで、研究はもとより開発及び薬事等といった IND に向けた新たな人材の採用が必要になることが想定されることから、これらの人件費及び採用に係る費用として合計 400 百万円を充当する予定であります。支出予定期間は、2023 年 10 月から 2025 年 9 月までを予定しています。

なお、前回の資金調達における現在までの調達金額及び充当状況は以下のとおりです。

第 9 回新株予約権の発行及び行使により調達した資金の充当状況

具体的な使途	当初調達予定額 (百万円)	実際の調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出時期
① AAV の改良に必要な評価・ 検証試験、ライセンス料、製 造関連費用等	500	500	500	2022 年 12 月～2023 年 6 月
② 今後新規に開始されるプロジ ェクトを含めた自社パイプ ラインの研究開発費（人件費を 除く）	1,391	157	157	2023 年 3 月～2023 年 6 月
③ 研究開発を推進する研究員の 人件費及び採用費	400	-	-	-
合計	2,291	657	657	

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本資金調達により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

① 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本件買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 代表取締役 CEO 野口真人）（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、プルータス・コンサルティングは、評価基準日（2023 年 9 月 8 日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（150 円）、配当額（0 円）、無リスク利子率（0.01%）、当社株式の株価変動性（64.36%）及び市場出来高等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、今後の当社の株価動向に基づき段階的に転換がなされることを目的として、割当予定先との協議により、本転換社債新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（当該取引日に終値がない場合には、その



直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数切上げ)に修正されるものとし、当初の転換価額については2023年9月8日の東証における当社普通株式の普通取引の終値と同額に、下限転換価額についてはその50%に相当する金額(1円未満の端数切上げ)にそれぞれ設定されており、最近6か月間の当社株価の水準と比べれば低い水準とはなりますが、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはないものと考えております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価額(各社債の金額100円につき金100円)をプルータス・コンサルティングが算定した評価額(各社債の金額100円につき金99.6円)を上回る金額で決定しており、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価が新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債の発行条件が有利な条件に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額を大きく下回る水準でないこと、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

## ② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本件買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるプルータス・コンサルティングに依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、プルータス・コンサルティングは、評価基準日(2023年9月8日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(150円)、配当額(0円)、無リスク利率(0.01%)、当社株式の株価変動性(64.36%)及び市場出来高等)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

なお、本新株予約権の行使価額につきましては、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数切上げ)に修正されるものとし、当初の行使価額については2023年9月8日の東証における当社普通株式の普通取引の終値と同額に、下限行使価額についてはその50%に相当する金額(1円未満の端数切上げ)にそれぞれ設定されており、最近6か月間の当社株価の水準と比べれば低い水準とはなりますが、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはないものと考えております。

その上で、当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(新株予約権1個当たり240円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を240円としております。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を大きく下回らない水準で決定されている本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額と同額で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び

び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量等及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債について、発行決議日の直前取引日における東証の当社普通株式の普通取引の終値である 150 円を当初転換価額とした上で、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式数 3,333,333 株（議決権数 33,333 個）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 7,824,800 株（議決権数 78,248 個）を合算した総株式数は 11,158,133 株（議決権数 111,581 個）であり、希薄化率（2023 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数である 31,577,500 株（総議決権数 315,419 個）を分母とします。以下同じです。）は 35.34%（議決権における割合は、総議決権数の 35.38%）に相当します。なお、本新株予約権付社債については、下限転換価額を当初転換価額の 50%に相当する金額（1 円未満の端数切上げ）とし、当該下限転換価額で本新株予約権付社債が全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数は 6,666,666 株（議決権数 66,666 個）であり、これに本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 7,824,800 株（議決権数 78,248 個）と合算した総株式数は 14,491,466 株（議決権数 144,914 個）となり、希薄化率は 45.89%（議決権における割合は、総議決権数の 45.94%）に相当します。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の 25%以上となることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。

当社は、本資金調達に伴う希薄化率が大規模な第三者割当に該当する規模となる点について検討し、本資金調達により調達する資金を、本資金調達の主な目的及び理由にしたがって、IND を確実に達成するための成長資金に充当することは、今後の当社の成長及び企業価値の向上に資するものと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。

また、今般の資金調達については、発行決議日の直前取引日における東証の当社普通株式の普通取引の終値である 150 円を当初転換価額とした上で、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式数 3,333,333 株に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 7,824,800 株を合算した 11,158,133 株に対し、東証における当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 641,576 株であり、一定の流動性を有しております。さらに、当社は、東証の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は、本資金調達の必要性及び相当性につき検討し、本資金調達が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、今回の資金調達は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模が合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

【CSAOMF】（注1）

① 名 称	CS Asia Opportunities Master Fund	
② 所 在 地	PO Box 897, Grand Cayman KY1-1103, Cayman Islands	
③ 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組 成 目 的	投資	
⑤ 組 成 日	2015年9月22日	
⑥ 出 資 の 総 額	375百万米ドル（2023年7月31日時点）	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	CS Asia Opportunities Dragon Feeder Fund, 100%	
⑧ 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	China Silver Asset Management LLC
	所 在 地	8721 Sunset Blvd, Los Angeles, USA
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	ディレクター：Frank Dominick ディレクター：Patrick Maloney
	事 業 内 容	投資
	資 本 金	7,397,000円（50,000米ドル）（注2）
⑨ 国 内 代 理 人 の 概 要	名 称	該当ありません。
	所 在 地	該当ありません。
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	該当ありません。
	事 業 内 容	該当ありません。
	資 本 金	該当ありません。
⑩ 当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と該当ファンドとの間の関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当ありません。

(注1) 当社は、①CSAOMF及びChina Silver Asset Management LLC（以下「CSAM」といいます。）  
②CSAOMFの出資者及びディレクター、並びに③CSAMの出資者及びディレクター（以下「割当予定先関係者」と総称します。）が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼しました。当該調査報告書において、割当予定先並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。なお、当該調査報告書において、割当予定先の業務執行組合員のディレクターである2名について、両名が過去に役員を務めた投資運用会社が2014年に香港の金融局であるSecurities & Futures Commission（以下「SFC」といいます。）から当該投資運用会社による取引に関して罰金処分を科されていることが確認された旨の報告があったため、割当予定先に対して当時の経緯に関するヒアリングを行いました。ヒアリングの結果、当社としては、罰金処分の対象となった当該取引について、故意によるものではなかったこと、また罰金も過大な金額ではなかったこと、更に両名についてはいずれも個人に対す

る処分は受けておらず現在香港株式市場で適格に投資活動が行えていることから、本件が割当先の適格性に重大な影響を及ぼすものではないと判断いたしました。また、本第三者委員会にも本件を報告し、割当先として特に重大な問題が発生していないとの確認を得ております。以上のことから、当社は割当予定先並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東証に提出しております。

(注2) 金額は便宜上、2023年9月7日現在の外国為替相場の仲値である1米ドル=147.94円(株式会社三菱UFJ銀行公示仲値)に換算の上、小数点第1位を四捨五入しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、資金及び資本調達が喫緊の経営課題として、資金及び資本調達方法の検討を行ってまいりました。各資金及び資本調達方法について比較検討している中で、過去に当社の機関投資家向けのIRサポートを行った実績のあるキャンターフィッツジェラルド証券とも、2023年7月頃から当社の資本政策に関する具体的な議論を行ってまいりました。2023年7月中旬頃に同社を通じ、複数の投資家に対し、資金ニーズを具体的に伝えたところ、第三者割当にかかわる複数の提案を受けました。その中で、キャンターフィッツジェラルド証券を通じた協議の結果、想定調達金額規模が最も大きくかつ新株予約権付社債の比率が高く相応の金額が即時に調達可能となり、当社の資本政策に最も合致していると判断される提案を行った先として、割当予定先を選定いたしました。

なお、本資金調達にかかわる割当では、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるCSAOMFとの間で、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨、割当予定先の資産運用を一任されているCSAMから口頭で確認しております。当社役員と割当予定先の資産運用を一任されているCSAMとの協議において、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社株式については、割当予定先が市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除するように努めることを前提に適宜売却する可能性がある旨を口頭で確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本件買取契約を締結する予定です。

ア. 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項ないし第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権付社債を転換し、また、本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

イ. 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ. 割当予定先は、本新株予約権付社債又は本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本件買取契約において、割当予定先による本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡の際に当社の事前の書面による承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である CSAOMF について、CSAOMF の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの 2023 年 8 月 23 日現在における残高証明書を確認しております。なお、本新株予約権の行使に際しての資金の確保方法については、本新株予約権の行使により取得する当社株式を市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除するように努めることを前提に適宜売却することにより得る売却代金等により確保する予定である旨を確認しております。

したがって、本資金調達に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴い、大株主である株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメントは、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先への貸株を行う予定です（割当予定先との貸株契約 貸借期間：2023 年 9 月 27 日～2025 年 9 月 27 日、貸借株数：2,000,000 株、貸借料：なし、担保：なし）。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 2023 年 6 月 30 日現在	
株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント	15.30%
濡木 理	7.18%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4.44%
野村信託銀行株式会社（投信口）	4.13%
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS - PACIFIC POOL (常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行)	3.92%
楽天証券株式会社	2.46%
SBI フェニックス 1 号投資事業有限責任組合	2.22%
SBI ベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合	1.52%
ファストトラックイニシアティブ 2 号投資事業有限責任組合	1.50%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.31%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2023 年 6 月 30 日現在における発行済株式総数を基準として算出しております。  
 2. 割当予定先は、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使によって交付される当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

9. 今後の見通し

本資金調達の発行諸経費は 27,500 千円を想定しており、当社研究開発費に比して 2023 年 12 月期に与える影響は軽微であります。今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、今回の調達資金は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

#### 10. 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される株式数 6,666,666 株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 7,824,800 株の合計は 14,491,466 株であり、同株式に係る議決権の数は 144,914 個であるため、全ての本新株予約権付社債が下限転換価額で転換され、かつ、全ての本新株予約権が行使された場合には、2023 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 31,577,500 株に対する比率は 45.89%（小数点第三位を四捨五入）、同日現在の当社の議決権総数 315,419 個に対する比率は 45.94%（小数点第三位を四捨五入）に相当し、希薄化率が 25%以上となることから、東証の定める有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」により、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本資金調達による調達資金について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないことに鑑みると、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ 2 か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である加本亘弁護士（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所）、古田利雄氏（当社社外取締役監査等委員、弁護士）、田島照久氏（当社社外取締役監査等委員、公認会計士）の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を 2023 年 9 月 11 日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

##### 1 結論

第三者委員会は、本件第三者割当について必要性及び相当性が認められるものと考えます。

##### 2 理由

###### （1）必要性

発行会社の説明によれば、本件第三者割当について、以下の 3 点から必要となるということです。

###### ① 第 9 回新株予約権の買入資金

発行会社は、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当により、2022 年 12 月 6 日に第 9 回新株予約権を発行しましたが、2023 年 6 月以降、発行会社株価が大きく下落したことから、足元では行使が進んでいない状況が続いており、発行会社の株価水準が下限行使価額を大きく下回る水準で推移していることも踏まえると、今後も行使が進まない可能性があるとのことです。このまま行使が進まない状況が継続した場合には、IND に向けて必要となる研究開発の実施が遅延し、2024 年内の IND 達成の確実性に影響が出る可能性があります。また、割当予定先から、本資金調達の割当てを受けるにあたり、本資金調達の払込期日までに第 9 回新株予約権の買入消却を完了するよう要望があったため、第 9 回新株予約権について、残存する新株予約権の全てを取得するための資金が必要であり、具体的には 2023 年 9 月 27 日に 6 百万円が必要とのことです。

## ② 新規のプロジェクトを含めた自社パイプラインの研究開発の推進

発行会社は、これまでの筋疾患領域に加えて、再取得した筋疾患領域や今後新規に開始されるプロジェクトを含めた自社パイプラインに関して研究開発を進めることを計画しており、そのための資金が必要とのことです。具体的には、MDL-101のINDを最優先とし、かつその他の筋疾患領域における研究開発の優先度も高める計画です。この点、MDL-101及びその他のパイプラインについて、複数の製薬・バイオテック企業とライセンス交渉等のパートナーリングに向けたディスカッションを継続中であり、それらの交渉の展開次第では、当該企業らによる負担を通じて上記研究開発のための資金の全部または一部を確保できることも想定し得ます。しかしながら、研究開発資金の調達をライセンス交渉等の状況に委ねるのは不確実であり、また自社単独で研究開発を進められることがライセンス交渉等を優位に進めることに繋がる可能性があるという考えから、発行会社が独自に研究開発を進めるための資金が必要であり、具体的には、2023年10月から2025年9月までに1,258百万円が必要とのことです。

## ③ 研究開発を推進する研究員の適切な確保

自社パイプラインを研究開発するためには、そのための人的リソースを確保しなければならず、かつ開発のステージが上がるにつれて、研究に限らず開発及び薬事等といったINDに向けた新たな人材の採用が必要になることが想定されることから、そのための人件費を確保するために資金を調達する必要性が高く、具体的には、2023年10月から2025年9月までに400百万円が必要とのことです。

第三者委員会としては、発行会社の事業にとって研究開発は不可欠な要素であって、発行会社の企業価値を維持し、かつ向上させるためには、研究開発を安定的かつ継続的に行っていく必要があることを理解します。そしてその研究開発機能の拡充について他社に依存せず、自社にて対応できるようにすることは合理的な施策であると考えます。この観点から、上記①記載にかかる資金調達の必要性は合理性があり、そうであれば上記②記載の必要性も正当化されると考えます。

以上から、第三者委員会として、本件第三者割当の必要性は認められると料します。

## (2) 相当性

### (ア) 他の資金調達手段との比較

発行会社によれば、他の資金調達手段を検討し、以下のとおり考えたうえで、本件第三者割当が他の資金調達手段と比べても妥当と判断したとのことです。

- ① 公募増資：一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがある。また、一般投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明である。
- ② 新株式の第三者割当増資：資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。また、現時点では適当な割当先が見当たらない。
- ③ 株主割当増資：希薄化懸念は払拭されるものの、割当先である既存投資家の参加率が不透明であって、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明である。
- ④ ライツ・イシュー：発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあり、前者は国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性がある。後者は、

発行会社が最近2年間において経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないので実施できない。

- ⑤ 社債及び借入れ：一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下する。

第三者委員会は、発行会社における上記の検討過程に照らして、発行会社が他の資金調達手段と比較した上で本件第三者割当を選んだことは合理的であり、相当性が認められると考えます。

(イ) 割当予定先について

本件割当予定先について、発行会社は調査会社（株式会社セキュリティ&リサーチ）をして調査を行わせ、同社が提出した調査報告書（2023年8月22日付）を検討した上で、特に重大な問題が発生していないことを確認しました。さらに発行会社は本件割当予定先から資産状況に関する情報を取得して本件割当予定先の資金の十分性を確認しました。第三者委員会としては、以上の経緯を踏まえて、本件割当予定先の相当性について問題がないと考えております。

(ウ) 発行条件について

第三者委員会は、本件第三者割当に関する発行価額の相当性について検討しました。具体的には、発行会社によれば当該発行価額は評価額の範囲内で定められるということから、評価額の相当性を確認することによって発行価額の相当性を判断するアプローチをとりました。評価額が相当か否かを判断するために、第三者委員会は、株式会社ブルータス・コンサルティングが作成して発行会社に提出した評価報告書を検討し、当該評価報告書の作成担当者に対して質疑応答を行いました。以上のプロセスを経て、第三者委員会としては、評価額の算定は実務上きわめて一般的な手法によりなされていることを確認し、評価額及び発行価額について相当であると考えます。更に、発行価額以外の発行条件の相当性を判断するべく、第三者委員会は、発行会社と割当予定先との間で交渉されている契約書案を確認し、交渉状況に関する報告を受け、当該交渉は、発行会社の代理人弁護士が十分に関与しながらなされていることを確認しました。以上から、第三者委員会は、発行価額以外のその他の発行条件についても相当であると考えます。

(エ) 希薄化について

第三者委員会は、本件第三者割当について、希薄化という既存株主が被る不利益を上回る利益がどの点にあるのかという見地から検討しました。この点に関する発行会社の説明は、発行会社の事業の性質上、研究開発を拡充することは、発行会社の企業価値を維持向上するうえで不可欠であって、それをしなければ長期的には企業価値は毀損されていくことになるということです。研究開発を他社との連携により行うことも可能であるものの、他社とどのような連携をできるか否かは不確実性が伴うことから、自社にて研究開発を進められる体制を目指すことが必要であり、そのための資金調達として本件第三者割当が必要だということです。すなわち、発行会社の既存株主においては、希薄化という一時的な不利益は被るものの、研究開発機能の拡充により発行会社の企業価値を維持向上するという、より大きなメリットを享受できるということです。以上の発行会社の説明について、第三者委員会は、不合理な点を見いだせず、既存株主が被る希薄化という観点からも、本件第三者割当は相当であると考えます。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、本日付の取締役会において、本資金調達を行うことを決議いたしました。



11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
事業収益	342,000	1,100	40,500
営業利益又は営業損失(△)	△398,351	△1,239,444	△2,063,194
経常利益又は経常損失(△)	△439,549	△1,231,299	△1,995,790
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△448,407	△738,956	△2,702,709
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△17.02	△25.70	△92.85
1株当たり配当額(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	217.67	191.57	99.53

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2023年9月8日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	31,577,500	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	1,534,500	4.86%

(注) 上記潜在株式数は、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第2-2回新株予約権、第3回新株予約権、第3-2回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権、第10回新株予約権及び第11回新株予約権に係る潜在株式数です。いずれもストックオプションとしての新株予約権です。なお、上記のとおり、第9回新株予約権は、2023年9月27日付で取得し、消却することを決議しているため、上記潜在株式数に含めておりません。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
始値	2,520円	2,220円	617円
高値	4,070円	3,025円	622円
安値	1,701円	593円	300円
終値	2,212円	613円	335円

②最近6か月間の状況

	2023年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	285円	269円	300円	281円	230円	167円
高値	318円	336円	333円	287円	232円	168円
安値	263円	239円	254円	212円	130円	150円
終値	269円	297円	278円	234円	169円	150円

(注) 2023年9月の状況につきましては、2023年9月8日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

2023年9月8日	
始 値	155 円
高 値	156 円
安 値	150 円
終 値	150 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割 当 日	2022年12月6日
発行新株予約権数	58,000 個
発行価額	総額 10,440,000 円（新株予約権 1 個につき 180 円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	2,291,440,000 円
割 当 先	野村証券株式会社
募集時における 発行済株式数	29,162,500 株
当該募集による 潜在株式数	5,800,000 株
現時点における 行使状況	行使済個数：23,300 個（行使済株式数：2,330,000 株） （2023年9月8日現在）
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	657,545,000 円 （2023年9月8日現在）
発行時における 当初の資金用途	① AAVの改良に必要な評価・検証試験、ライセンス料、製造関連費用等（500 百万円） ② 今後新規に開始されるプロジェクトを含めた自社パイプラインの研究開発費（人件費を除く）（1,391 百万円） ③ 研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費（400 百万円）
発行時における 支出予定時	① 2022年12月～2023年12月 ② 2023年1月～2025年12月 ③ 2023年1月～2025年12月
現時点における 充 当 状 況	① 2022年12月から2023年6月にかけて全額充当済み ② 2023年3月から2023年6月にかけて MDL-101 の Pre-IND 及び IND の費用に 157 百万円を充当済み。未充当

別紙1 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

**株式会社モダリス**  
**第1回無担保転換社債型新株予約権付社債**

1. 社債の名称

株式会社モダリス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」とい  
い、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 500,000,000 円

3. 各社債の金額

金 12,500,000 円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しな  
い。なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債又は  
本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特  
に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2023 年 9 月 27 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2023 年 9 月 27 日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、CS Asia Opportunities Master Fund に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債は、2025 年 9 月 27 日にその総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

## 12. 本新株予約権の内容

### (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

### (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

### (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

### (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額又は算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は当該本新株予約権に係る本社債とし、その価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの当該本新株予約権に係る本社債の額（以下「転換価額」という。）は、当初150円とする。但し、転換価額は下記(ハ)及び(ニ)の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

#### (ハ) 転換価額の修正

2023年9月28日以降、本項第(8)号(イ)に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日に、当該修正日価額に修正される（修正後の転換価額を以下「修正後転換価額」という。）。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が75円（以下「下限転換価額」といい、下記(ニ)の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

(二) 転換価額の調整

- ① 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株式発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する（以下、調整された後の転換価額を「調整後転換価額」、調整される前の転換価額を「調整前転換価額」という。）。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- ② 新株式発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記⑥(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合、事後交付型株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、又は当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券若しくは権利、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得若しくは行使による場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割又は無償割当てのための基準日（無償割当てのための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

- (iii) 下記⑥(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券若しくは権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（但し、当社取締役会決議に基づく当社及び当社の子会社の役員及び使用人に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合、又は2023年9月11日付の取締役会決議に基づく第12回新株予約権の発行を除く。）

調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の転換価額で転換され、当社普通株式が交付されたものとみなして新株式発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）の翌日以降、又は、募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の払込金額が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該払込金額の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該払込金額の確定時点の条件で取得又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を新株式発行等による転換価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして新株式発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該払込金額が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 取得請求権付株式等（2023年9月11日付の取締役会決議に基づいて発行された第12回新株予約権を除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの払込金額（本(iv)において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本②又は下記⑦と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における下記⑥(ii)に定める時価を下回る価額になる場合

(a) 当該取得請求権付株式等に関し、上記(iii)による転換価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後転換価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で取得又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を新株式発行等による転換価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして上記(iii)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(b) 当該取得請求権付株式等に関し、上記(iii)による転換価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数（以下に定義される。）が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後転換価額は、当該超過する株式数を新株式発行等による転換価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして、新株式発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、新株式発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。本(iv)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に本②又は下記⑦に基づき「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち、未だ交付されていない

当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち、未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で取得又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。]

- (v) 上記 (i) 乃至 (iii) の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 (i) 乃至 (iii) にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権付社債の転換請求をした本新株予約権付社債権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第④号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株式発行等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} \text{ 転換価額} = \text{調整前} \text{ 転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{ 株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ④ (i) 「特別配当」とは、第(5)号に定める行使期間の末日までの間に基準日が到来する配当について、かかる配当における当社普通株式1株当たりの剰余金の配当の額（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）に、当該配当に係る基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。
- (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各特別配当に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後、転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ⑥ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額が初めて適用される日（但し、上記②(v)の場合又は特別配当による転換価額調整式の場合は関連する基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 新株式発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記②(v)の場合には、新株式発行等による転換価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑦ 上記②及び④の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）と協議の上、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑧ 上記②及び④の規定にかかわらず、上記②又は④に基づく調整後転換価額を初めて適用する日が上記(ハ)に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。
- ⑨ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2023年9月28日から2025年9月27日まで（以下「行使期間」という。）とする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。



(イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日

(ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(8) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に第 18 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達した日に発生する。

(ハ) 本号に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(9) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(10) 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）をして、以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。但し、本項は再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用されるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債に係る債務は再編当事会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(イ) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(ロ) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(ハ) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(ニ) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(ホ) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに組織再編行為の場合の新株予約権の交付

本項第(5)号ないし第(7)号及び第(10)号に準じて、組織再編行為に際して決定する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

15. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

株式会社モダリス経営管理部

16. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

## 17. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

## 18. 行使請求受付場所

株式会社モダリス 経営管理部

## 19. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

## 20. その他

- (1) 本新株予約権付社債発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上

**株式会社モダリス**  
**第12回新株予約権発行要項**

1. 本新株予約権の名称

株式会社モダリス第12回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 18,779,520 円

3. 申 込 期 日

2023年9月27日

4. 割当日及び払込期日

2023年9月27日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をCS Asia Opportunities Master Fundに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式7,824,800株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(4)号及び第(7)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

78,248 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 240 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 18,779,520 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 150 円とする。但し、行使価額は第 10 項及び第 11 項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

2023 年 9 月 28 日以降、第 15 項第（1）号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日に、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が 75 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株式発行等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2) 新株式発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(6)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合、事後交付型株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合又は当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券若しくは権利、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当てのための基準日（無償割当てのための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(6)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券又は権利を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合（但し、当社取締役会決議に基づく当社及び当社の子会社の役員及び使用人に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合、又は 2023 年 9 月 11 日付の取締役会決議に基づく第 1 回新株予約権付社債の発行を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして新株式発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）の翌日以降、又は、募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の払込金額が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該払込金額の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該払込金額の確定時点の条件で取得又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を新株式発行等による行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして新株式発行等による行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該払込金額が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 取得請求権付株式等（2023 年 9 月 11 日付の取締役会決議に基づいて発行された第 1 回新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。）の発行条件に従い、当社普通株式 1 株あたりの払込金額（本④において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(7)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(6)号②に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で取得又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を新株式発行等による行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数（以下に定義される。）が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を新株式発行等による行使価額調整式の「新発行・処分普通株式数」とみなして、新株式発行等による行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、新株式発行等による行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。本④において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（2）号又は第（7）号に基づき「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち、未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち、未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で取得又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第（4）号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株式発行等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(4)① 「特別配当」とは、第12項に定める行使期間の末日までの間に基準日が到来する配当について、かかる配当における当社普通株式1株当たりの剰余金の配当の額（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）に、当該配当に係る基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

② 特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

(5) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(6)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合又は特別配当による行使価額調整式の場合は、関連する基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 新株式発行等による行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、新株式発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(7) 上記第(2)号及び第(4)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。



③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(8) 上記第(2)号及び第(4)号の規定にかかわらず、上記第(2)号又は第(4)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(9) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年9月28日から2025年9月27日まで（以下「行使期間」という。）とする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）をして以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付させるものとする。但し、本項は再編当事会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定められた場合に限り適用されるものとする。

##### (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

##### (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

##### (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

##### (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第 12 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

#### 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

#### 16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

#### 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施し、市場環境や割当予定先の権利行使行動を考慮した一定の前提（当社の株価、配当額、無リスク利率、当社株式の株価変動性及び市場出来高等）を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 240 円とした。

#### 20. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 築地支店

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上